

大 麻 等 譲 渡 届

年 月 日

長 野 県 知 事 殿

住所(法人又はにあつては、主たる事務所の所在地)

続柄

氏名(法人又は団体にあつては、その名称)

大麻等を譲渡したので次のとおり届け出ます。

譲 渡 人	失効前の免許証の番号		第 号		
	大麻等を業務上取り扱っていた場所	所在地			
		名称			
	届出義務者	住所			
		氏名			
譲 渡 年 月 日					
譲 渡 し た 大 麻 等	品 名		数 量		
譲 受 人	免許の種類		免許証の番号	第 号	
	大麻研究施設又は大麻等の所在場所	所在地			
		名称			
	大麻研究施設の開設者又は大麻草栽培者	住所			
		氏名			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第12条の8第1項に規定する免許期間満了者等が大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者若しくは大麻研究施設の設置者に譲り渡した際又は発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡した際に用いること。

大麻等譲渡届

<p>事 項</p>	<p>1 免許取消届、死亡等届又は免許証返納届(免許証の再交付の後、亡失した免許証を発見した者を除く)をした者が、それらの事由が生じた日から 50 日以内に、所有し、又は管理している大麻及び発芽不能未処理種子を譲渡したとき</p> <p>2 譲渡後 15 日以内</p>
<p>根拠法令</p>	<p>法第 12 条の8第3項</p>
<p>提出部数</p>	<p>2部(薬事管理課 1部、保健所 1部)</p>
<p>そ の 他</p>	<p>1 免許期間満了者等(※)が所有し、又は管理する大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者へ、所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者へ譲り渡す場合は、これらの事由が生じた日から 50 日以内に譲渡させ、譲渡後 15 日以内に手続きを取らせること</p> <p>2 免許期間満了者等(※)が所有し、又は管理する大麻及び麻薬を廃棄する場合は、あらかじめ麻薬廃棄届の手続きをとらせうえて、事由の生じた日から 50 日以内に廃棄させること</p> <p>3 免許期間満了者等(※)が所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を廃棄する場合は、廃棄後に発芽することのない方法で廃棄させること(届出不要)</p> <p>(関連手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 免許取消届 ○ 死亡等届 ○ 免許証返納届 ○ 麻薬廃棄届 <p>※免許期間満了者等・・・法第 12 条の8第1項に規定する免許の有効期間が満了した者(引き続き免許を受けている者を除く。)、免許の取消しを受けた者及び第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したことによりその旨を届け出なければならない者</p>